

## 裁判員経験者の意見交換会議事録

日 時 平成27年10月8日午後2時00分から4時00分まで

場 所 水戸地方裁判所裁判員候補者待機室

参加者等

裁判員経験者1番 女性 50歳 (以下「1番」と略記)

裁判員経験者2番 男性 29歳 (以下「2番」と略記)

裁判員経験者3番 男性 51歳 (以下「3番」と略記)

裁判員経験者4番 男性 58歳 (以下「4番」と略記)

裁判員経験者5番 男性 24歳 (以下「5番」と略記)

司会者 今 崎 幸 彦

裁判官 北 村 和

検察官 菅 野 恵

弁護士 茂手木 克 好

司会者

本日は、お忙しいところをお越しいただき本当にありがとうございます。私は水戸地方裁判所長をしております今崎と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。今日は私が司会をさせていただきます。開催の概要については、あらかじめ御案内をさせていただいておりますけれども、本日は報道関係者が出席できないということのようであります。

このような意見交換会を開催させていただく趣旨、意味はどういうところにあるかということを説明させていただきます。裁判員制度が始まってもう6年以上になりますが、県民の皆様、国民の皆様の御協力のお陰で、おおむね順調に運用されていると思っております。ただ、制度が今後も続いていくためには、やはり常に見直すべき点は見直さなければなりません。私どもも決して今の裁判の形が完成形だとは思っておりませんで、常に変えなければならぬところは変えていかなければならないと思っているところです。では、どうやって変えていくのかということ考

えるときには、もちろん裁判官以外に検察官，弁護士と話し合っ、いろいろ工夫はしているんですけども、見落としている点は多々あると思うわけですし、そこでやはり裁判員を実際に経験された方々の率直なコメントというのが非常に参考になるわけです。そういうことで、裁判員をお務めになってからかなりの期間がたっておりますけれども、当時のことを思い出していただいて、率直なコメントをいただきたいと思います。その意味では、ぜひ辛口のコメントの方、褒めの言葉はあってもほほどにさせていただいて、もっとこうの方がいいとか、あれはよくなかったということについて、どうか遠慮なくコメントをしていただきたいと思います。また、裁判員をまだ経験していない人がたくさんおられるわけですけども、どういう制度かよく分からないために余り参加したくないと思っている方が多いと思います。そういう方々に対する皆様の率直なコメントというのは同時にメッセージになります。今日は御発言いただいた内容を、皆さんのプライバシーには当然配慮しながらですが、裁判所ウェブサイトに乗せて、一般の方々にお読みいただけるようにしております。ですので、そういった点からのコメントもよろしく願いいたします。それでは、早速始めさせていただきます。まず法曹側、法律の専門家側の方に簡単な自己紹介をお願いして、その上で始めたいと思います。

#### 裁判官

今回、裁判所側としてA合議を担当しました裁判長の北村です。今回、皆さんいらっしゃって、それぞれ久しぶりにお会いして、懐かしいという感じがしています。それぞれ裁判員をやっているときには大分皆さん熱くなって、すごく高揚感もあったんですけども、ある程度期間を置いて、冷静な目で、批判的なコメント、先ほど所長からありましたけども、辛口のコメントをぜひいただきたいなと思って参りました。よろしく願いいたします。

#### 検察官

水戸地検の検事菅野と申します。よろしく願いします。ふだん裁判員裁判を主に担当しております。これまでなかなか裁判員の方のお声を直接伺う機会がないの

で、今日は貴重な機会とありがたく思っております。先ほど来話がありますけれども、検察庁としても、プラスの面もマイナスの面も含めて、忌憚なき御意見をいただければ幸いです。よろしく申し上げます。

弁護士

茂手木と申します。よろしく申し上げます。私自身は、裁判員裁判は、覚えているのは4件担当してまして、今実際に担当している事件も2件あります。この意見交換会、実は前も出たことありまして、そのときにも、所長や皆さんがおっしゃっているように、厳しい意見をお聞かせくださいと言って、いろいろ私からも質問させていただき、実際に厳しい意見がいっぱい出てきて、それを弁護士会に持ち帰って、我々としてどういう弁護活動するのがより効果的で分かりやすくなるのかというのを検討する材料にさせていただきました。今日もそういうつもりで来ました。よろしく申し上げます。

司会者

では、話題事項の方に入っていきたいと思います。お手元に、今日伺いたいことを1枚の紙で配付させていただいているかと思います。まずは裁判員を御経験されての大まかな感想、印象、思い出したこと、何でも結構ですので、自己紹介を兼ねてお話をいただければと思っております。まず、1番さん、2番さんですけども、事件は、歩道の上で被害者の胸ぐらをつかんで押し倒して、道路上に転倒させるという事件で、被害者が頭にけがを負って亡くなったという傷害致死事件と呼ばれている事件です。これを御担当になったと聞いております。ちなみに、本日は固有名詞など使いませんので、失礼ながら1番さん、2番さんと呼ばさせていただきます。まず、それでは1番さんからお話をお願いします。

1番

初めは、もう法律も何も分からない、こういう一主婦が裁判員裁判に参加しているのかなという気持ちがずっとあったんですけども、実際やってみて、何かまた別な、知らなかった世界がこういうふうに見えるようになったような感じがしました。

とても勉強になったこともいっぱいあるし、あっという間に、何か緊張して終わっちゃったという感じでした。

司会者

2番さん、お願いします。

2番

裁判員に当たったと言われて、ああ、当たっちゃったなと思ったんですけど、実際やってみて、環境がすごく整っていたんで、自分みたいに何も分かっていない人間でも全然できたんで、これから選ばれていない人たちが選ばれても、その辺は大丈夫だと思いました。正直、何とかなるというか、やっていけると思いましたね。印象に残った点は、特に、事件がどっちかということと事故性が高い事件だったので、自分としてはそこまで判断に迷うことはなかったんですけど、自分がこれで決まりだろうみたいな感じで思っていたのも、いろんな人の意見があって、微妙に違うんだなということも勉強になったと思います。

司会者

ありがとうございました。次に、3番さんですけども、3番さんの事件は、被告人は少年であり、お兄さんと共謀して、質店で被害者に拳銃様のものを突きつけて脅迫して、あとは顔面を何回か殴るなどの暴行を加えて、貴金属など時価合計で293万円相当のものを強取して、その上で被害者にも2週間の傷害を負わせたという強盗致傷事件だったと聞いておりますが、3番さん、いかがでしょうか。

3番

少年事件をやらせていただきました。最初、少年事件と聞いて、私もこの被告人と同じような年齢の子供がいるので、ちょっとやりたくないなという気持ちはありました。被告人が大人であれば、自分を納得させられるんじゃないのかなと思っていたんですが、自分の子供と本当に1歳、2歳しか変わらないので、ちょっとその点が心に残っているなという感じがしました。

司会者

ありがとうございました。続いて、4番さんの事件です。これは、否認事件であったそうですが、進路に上り勾配と下り勾配があつて、その先がカーブしている道路で車を運転していて、夜間、時速約85キロメートルで車を走行させ、結局車のコントロールができなくなって、電柱に激突して、同乗していた人を死亡させたという危険運転致死という事件です。これを御担当になったと聞いております。いかがでしょうか。

4番

被告人は、やはり安全運転を重要視していればよかつたろうにな、と思います。もともとの性格もあるんでしょうけども、これから新たな人生を歩んでほしいなどは思っています。

司会者

御自身は運転なさるわけですね。こういう事故、事件を担当されて、その後車の運転で気をつけなきゃいけないなどかと思うことってありますか。

4番

先ほども話しましたが、性格上やっぱり変えられないというか、その時点ではやはり自分でも改めようと思っていたんですけども、やっぱり車に乗ると、何ら変わりなく、今までと同じ運転です。ですから、どこかで直そうかなとは思っているんですけども、今のところは何ら変わっていないところはあります。

裁判官

今のお話聞いて、評議のことを思い出したんですけども、やっぱり運転って人が出るというか、私も経験を含めていろんな話をさせていただいて、裁判員の方の中でもやっぱり車の運転ってすごく身近なんですよ。それぞれの体験を踏まえながら、このスピードだと出し過ぎじゃないとか、出し過ぎだなといういろんな意見が出て、すごく、言い方悪いですけど、議論が盛り上がった事件ではあったなと今思い出しました。

司会者

人を殺した経験のある人って余りいないんですけど、運転はむしろ多くの方が普通にやられることなので、非常に身近な事件なのかもしれません。それでは、最後になりましたけども、5番さんです。5番さんの事件も強盗致傷事件なんですけども、これは貴金属の買い取り店で、被害者の背後から帯状のもので首を圧迫して失神させようという暴行を加えたけれども、被害者の抵抗に遭って未遂に終わってしまったと、ただ被害者には全治3日のけがを負わせたという事件だったというふうに聞いております。いかがでしょうか。

5番

弁護人は全然争う気はないですと、被告人も自首していたんで、事件が成り立つか成り立たないかというよりは、量刑をどうするかということが要点だけだったんで、ほかの事件と比べたら、焦点が絞れていていいかなとは思ったんですけど、やっぱり集まったみんな観点が違うんで、意外と論議が上がったんで、よかったかなと思います。あとは、被告人の供述とかが何かはっきりしないところがちょっと多かったなというのもあるんで、そういうところは何か、どうやって考えたらいいかなというのは結構考えていたのはありました。

司会者

今、最後に被告人の供述がよく分からないというお話でした。もう少し具体的に、どういう意味でしょうか。

5番

凶器の帯状のものをいつ用意したかとか、計画性があったとかないとかという話になって、それをちょっと被告人に聞いたら、その場で思いつきましたとか、何かちょっと短絡的過ぎて、本当にそうなのかなという、逆に疑うような、素直過ぎるというか、実直過ぎるというか何か、突発的過ぎるような思考で、本当にそうなの、うそを言っていないのかなとか、ちょっとそういうところがすごく何か気になりました。

司会者

言っていることが分からないということよりも、言っていることが本当かどうか分からないとか、あるいはこの人は一体どんな人なのかがよく分からないとか、そういうことで迷ったと、そういう意味ですか。

5番

そうですね。言っていることが分からないというよりは、それが真実なのか、うそなのかという判断がちょっと難しかったです。その带状のものが、その場でつくったというんですけど、たしか車の中に包丁か何か入っていたというのを覚えているんですけど、それを何で使わなかったのかなとか、いろいろ普通に考えたら不自然な点があって、人を脅すなら带状のものより包丁の方が、普通に考えれば、いいわけなんで、そういう何か、いろんな証拠じゃないですけど、その状況が意外と、よく見ると複雑だなとか、どうしてそうしなかったんだろうというのを考えて、それが本当かうそかというのは思いました。

司会者

ありがとうございました。ひと渡り印象をお話しいただきましたけど、1番さん、一番最初にしゃべられたので、緊張されて、余りしゃべれなかったと思うので、もう一回、今の話を聞かれて、私もこれ言いたかったとか、ありませんか。

1番

被告人は、軽い精神的な病気という話があったんですけども、これからそういうふうな感じで、高齢の方とかがこういうふうにならなくなる場合もあると思うんですけども、そういうときの精神的な病気の判断というのはどうしたらいいのかなって、それは思いました。

司会者

精神的な病気であるということは、証拠上出ているわけですね。

1番

はい、出ていました。

司会者

その精神的な病気ということ、裁判の上でどのように考えるのかということ、これは評議の中で話題に恐らくなるのかどうかと思いますので、後ほど評議のところでお伺いしましょうか。ほかにはありませんか。

2番

被告人が書いた反省文を見たんですけれども、字が汚いのは仕方がなかったんですけど、書き方が、本当に反省しているのかなという感じの書き方をしていたのが印象に残りました。こうやって、こうこうこういうことを書けばいいんだよと人に言われて、そのとおりに書きましたみたいな感じだったんで、本当に反省しているような気持ちが伝わってこない反省文だったんで、そこはちょっと気になりました。

司会者

ありがとうございました。今一当たり裁判員の方々から印象を伺ったんですけども、検察官、弁護人のお立場から、何か思いつくことありますか。まず、菅野検事、いかがですか。

検察官

今の2番さんがおっしゃったことがすごく私も印象に残ったんですが、もうちょっと具体的に、人に言われて、そういうふうに書きましたという文章ってどんな感じだったんでしょうか。

2番

どういうふうというか、感情がこもっていないというか、本当にテンプレみたいな文章で、文章はテンプレなのに字がむちゃくちゃ汚くて、そのアンバランスというか、変な反省文でした、はっきり言うと。

司会者

確認ですけども、検察官、弁護士のお二人は直接今回の事件には担当なさっておられませんね。茂手木弁護士、いかがでしょう。

弁護士

反省文については、その弁護人がどういう意図でそれを出したかというのがよく



分からないところはありますが、反省文って確かに、我々側からすると、出す意味があるのか、ないのかみたいなところも正直あります。我々の考えとすると、やっぱり文章に書くというのは多分自分が思うことを表現するということにはなるので、自分の字で書いてみて自分の気持ちに直面するということはあるんだろうと思っています。私は大概、書いたものを見るんですけど、人によって文章力とか字とか全然違うので、こう書いたらもっと伝わるよねと思うことは正直ありますが、私の場合だと、被害者に対する悪口を書きたくないければ、そのまま出しちゃうことがほとんどです。テンプレみたいで字が汚いというのは、何か指導されたのか、もしくは警察署の中とかにそういう何か文書が、本があったりとかすることもあるかもしれないので、それを見ながら書いたのか、その辺を、弁護士側とすると、その内容を受け止めて、そこを聞けばよかったかもしれませんが、現物を見ていないので、ちょっと何とも言えないところはありますが、その辺聞けばよかったのかなと思いました。

司会者

ありがとうございました。それでは、次の話題事項2に移りたいと思います。2は、法廷での話であります。ちなみに、話題事項3は評議室の中の話ですので、まずは2の方、法廷での審理に関する感想や意見ということですが、既に印象はどうですかというようなことはお尋ねしてしまったのですが、その点で言い残したことも結構です。もう一つの(2)で、分かりにくいと感じた点がありますかという質問があります。皆様が法廷でお聞きになった内容で、これではちょっとよく分からないというようなことはあったでしょうか。この点を伺いたいと思います。逆に、分かりやすかった、とてもよかったというのがあれば、それでももちろん結構です。いつも1番からですので、逆に5番の方から順番に御発言いただけますでしょうか。

5番

分かりにくかったというか、人の問題なんですけど、検察官のしゃべりがちょっと聞き取りにくかったのはあったんで、裁判員裁判やるなら、一般の人が集まるん

で、もうちょっと何かしゃべりを意識していただければやりやすいかなと思うんです。弁護人はすごくはきはきしゃべっていたんで、分かりやすかったんですけど、検察官が新人だったのか分かりませんが、室内ですけど、表に出てしゃべっているようなものなんで、そこら辺もちょっと何か意識してもらいたいなというのはありました。余り聞くのに集中し過ぎると、状況の整理が追いつかないというのはよくあると思うんで、もうちょっと何かゆとりを持ったというか、もうちょっと何かゆっくりでもいいかなというか、ちょっとしゃべり方に対して分かりにくいという印象はありました。

司会者

続けて質問させてください。その分かりにくいというのは、まず一つは声が小さ過ぎる、それから早過ぎる、あとあり得るとしたら、例えば専門用語を立て続けにしゃべって、いわば内容が専門的過ぎるとか、幾つかありそうな気がするんですけど、特にどういった点だったでしょう。

5番

自分が思った点は、声が小さいという印象だったんですけど、今言われて、確かに専門用語は出ていなかったんですけど、そういう場合もあると思うんで、もしそういう状況になったら、もうちょっとかいつまんで、何も知らない人たちが来るんで、そういうところは配慮してほしいと言ったら変ですけど、一応我々が決める一部なんで、不明な点があったら、それで話し合いの時間が潰れてしまう、この言葉が分からないんですけどと言って、話し合いの時間がなくなってしまうことになっちゃうと思うんで、そういう事前の準備は必要なんじゃないかなとは思いました。

司会者

ありがとうございました。今のお話をきっかけに、ほかの皆様にもお尋ねしたいんですけど、法廷でのしゃべり方とか、あるいはしゃべる内容が分かりにくかったという印象を持たれた方は、ほかにはいらっしゃいますか。おられたら、手を挙げていただきたいんですが。では、3番さん、少し御説明いただけますか。

3番

私が出たものは、検察官は、先ほどの5番の方の事件とは違って、非常に分かりやすかったです。話すスピードも、自分の頭の中で整理できる程度の速さ、言葉も専門用語も余りなかったような記憶をしておりますが、弁護人が何言っているか分からなかったんです。口ごもっていたりとか、下を向いて書類を読んでいたのも声が通らなかったのかなと思うんですけど、弁護人が話しているときは、出てきた書類をずっと見ているだけで終わったような気がします。

司会者

例えば書面を読みながらというか、ぼそぼそと下を見て書面を読むというタイプというのはそもそも分かりにくいですか。

3番

そうですね。資料は見させてもらっているんですけど、やっぱり人は話している人の顔を見て話は聞くんだと思うんですよね。ですからしゃべるのであれば、誰にしゃべっているのかが分かるようなしゃべり方、多分検察官も弁護人も、裁判員とか裁判官に話しているんだと思うので、その配慮があったらいいのかなと思いました。ただ書類を見て判断してくださいではなくて。

司会者

ありがとうございます。ほかのお三方は、そういう印象は特になかったですか。どうぞ、2番の方。

2番

話の内容とか話し方に関しては、検察官も弁護人も全く問題ないというか、すごく分かりやすかったんですけども、たしか検察官だったと思うんですけど、文書が映るモニターがあったんですけど、弁護人は使っていたんですけど、検察官が使わなかったんです、それを。手元の資料とかを見ながら話を聞かなきゃいけなかったんですけど、何でモニター使わなかったのかなって、使った方が会場全体を見ながら話が聞けたので、あるモニターは使った方がいいだろうとは思いました。

司会者

確認ですけど、そのときというのは、例えば冒頭陳述ってありますよね。最初に、こういうことをこれから証明しますということを説明する部分とか、それからその後、証拠書類の内容を説明したりする部分もあると思うんですけど、どの部分だったか覚えておいでですか。

2番

たしか全部というか、全体的にそんな感じだと、特にどれがそうとかじゃなくて、検察官はとにかくモニター使わなかったんです。それがちょっと何でなのかなというのが印象に残りました。

司会者

この点については検察官、弁護士それぞれにいろんなスタイルがあると思うんですけど、例えばモニターを使うとか使わないとかというのはどんなふうに使っていらっしゃるんですか。

検察官

本当に人それぞれだと思うんですが、基本的に私の例でいうと、基本的にモニターは使っていて、ただプライバシーにかかわる証拠とか、そういう写真については法廷のあの大きいモニターには映さないで、手元のモニターだけで見てもらうと、そういう形にしていると思います。その検察官がどうしてモニターを使わなかったというのはちょっとよく分からないんですが。

弁護士

弁護士会というか、弁護士は、裁判所というか、所長がおっしゃったように、それぞれやり方は違って、その点を聞いたかったのがここへ来た理由の一つでもあるんです。というのは、最初のころは、使うもんだという話になっていて、検察官はほぼ全員使っていました。ただ、そのうち、つくるのが面倒くさいのかもしれないですけど、だんだん徐々に使わなくなって、配付した書面を説明するような形になってきています。今日、今までのお話聞くと、むしろ弁護士が使っていて、効

果を上げているようなので、やっぱり使った方がいいのかなと私は思っていて、私は、今までは全部使いました。ただ、言われたのは、やっぱり紙も出すので、どっちを見ていいのかよく分からないと言われてしまったときもあって、紙なら紙、モニターならモニター、どっちかにしてほしいと言われてましたが、モニターだと、そんなに情報書けないんです、表題ぐらいは書けますけど。紙だと、ある程度書けるし、場合によってはメモをとっていただくとかいうことも、できるのかなというのもある。多分徐々に弁護士側は、もしかしたら紙ベースになりつつあるかもしれないなと思っています。ただ、そこは、それこそ最初に所長がおっしゃったように、どれが正解というのもなく、世代とか年齢とか、そういう、何が見やすいかというのいろいろあるかもしれないので、その辺をお伝えいただきたいと思ったんですが、今日の話からすると、使った方がいいのかなというような感想は持っています。

司会者

皆さん、裁判員の経験者の方々のほかの方の御意見いかがですか。例えばモニターはなるべく使ってもらった方が分かりやすい、使いいいということなのか、それはそうでもないよということなのか、いろんな御意見あるかと思うので、お伺いしたいんですけど。4番さん、いかがですか。

4番

そもそも、どれにモニターを使っていいんだか使わなくてもいいんだかというのが私にはそれが分からないし、それがあった方がいいというならば出せばいい、使えばいいわけであって、それがあった方がいいんだか、なくてもいいんだかというのは、私には分からないところあります。

司会者

4番さんの事件ではどうだったですか。

4番

モニターに出るのもありましたが、初めて経験しますから、出てきたものを見る

というだけであって、あった方がいいのか、なくてもいいのかというのは、私的には余り考えていないというか、分からないです。

司会者

ありがとうございます。1番さん、いかがでしょう。

1番

私も、あったらいいのか、ない方がいいのかはちょっと、そのときによるんじゃないでしょうか。私たちは、提示されたものを見るだけなので、モニターが出ているのであれば、そちらを見るし、書いてあるやつもあるのであれば、それはどこでも見られるということなので、説明してくれるのであれば、あった方がやはりいいのかなと思います。

司会者

5番さん何か、どうでしょう。モニターを使った方がいいのかどうかということについて何かお持ちですか。

5番

僕、大分近眼なんですけど、ちょっと背筋も悪いんで、紙見ちゃうと、どうしても前にこう、ずっと前に姿勢が倒れちゃうんで、集中し過ぎるというか、話が入ってこない可能性がなくもないんで、モニターだと、いい点はあると思うんですけど、逆にモニターだと見にくいという人もいると思うんです。そこは全員に合わせるというのは無理な話なんで、どっちも用意して、好きな方を見てくださいというような説明があればいいかなとは思いますが。モニターだけで紙媒体がないというのは、逆に後々、あれっ、これ何だっけってなっても分かんなくなっちゃうんで、紙媒体の存在はあった方がいいとは思いますが、モニターは、例えば何か時系列で、スライドで出したいとか、その方が分かると判断して、検察官とか弁護人が判断するなら、それはそれでいいと思うんで、別にそんなに、いいか悪いかって極端なことはないんですけど、せっかく使えるものなら使った方がいいかなとは思いますが。

司会者

ありがとうございます。いろんな御意見がありますし、今5番さんも御指摘になったように、人によって分かりやすさみたいなのが違うのかもしれないんですが、裁判所の方から見ていて、その辺り、ほかの裁判員の方々の反応も含めて、どうでしょうか。

裁判官

今日お集まりの皆さんの事件がどうだったか、ちょっと覚えていないんですけども、中に、検察官は紙も配るし、モニターは大画面を映して、プレゼンテーションして、耳で聞いて紙も見るといっているのに、弁護人の方が口頭だけでしゃべり始めて、後から紙が来るという事件があったんです。そうすると、裁判員は、何だ、紙あるんだったら最初から配っておいてというようなことをおっしゃって、弁護人の準備不足だなみたいなのをおっしゃった方がいたことはありました。そこも説明次第であって、後で紙配りますけども、まずは弁護人である私の話に注目してくださいという前置きがあれば、声に注目することできると思うんですけど、そういう説明なく、ばあっとしゃべってもらって、一応紙だけ出しますよというのがあると、それはすごくまずいかなと思いました。検察官によつての差というのは、僕は余り感じていないんですけども、今は私が裁判長をしている事件だと、大画面の方は紙と同じものを映して、裁判員の方の目の前にあるモニターはつけていないですね、冒頭陳述のときには。画面と同じ内容の紙は手元にあるので、裁判員の方は紙は見て話を聞いてくださいと。大きなモニターは何のためにやっているかという、一つは被告人が、これから自分が裁判を受けるときにどういう話になるのかというのを分かってもらいたいというので、大画面で一応その場で見てもらって、あとは傍聴人の方にどういう事件を裁判所でやっていますというのを見てもらうというのもあって、大画面は映しています

司会者

この辺りは随分プロの側も試行錯誤している部分で、最初のころは、先ほど茂手

木弁護士もおっしゃったように、フル装備で、パウポは作る、カラーの紙は作る、内容を全部暗記して、裁判員の方々の目を見ながらというプレゼンが非常に多かったんですけど、余り情報が多過ぎて、かえって分かりにくいという声もあったりして、人によって確かに、今お話あるように、紙を見た方がいいという人と、それからモニターの方が分かりやすいという人がいて、さらにはそれを目で追っていると耳でちゃんと聞いてくれないんじゃないかということで、むしろない方がいいんじゃないか、つまり紙もモニターもなくて、まず耳で聞いてもらった方がいいんじゃないかという人もあるぐらいで、いろんな議論があって、まだ百家争鳴の状態です。ですので、今日の話はとても参考になったと思いますので、またそれぞれちょっと工夫をしていくということになると思います。ちょっと話が1点に行きましたけど、分かりにくいという意味でいうと、もう一つ、中身が分かりにくいということがあるような気がいたします。そういう意味でお尋ねしたいのが、4番さんの担当された危険運転過失致死、特にスピードが何キロぐらいだったかとか、それが制御困難であったかということが争いになったということで、特にスピードが何キロというのは何か専門の方を証人として調べたんだそうですね。その辺については、それこそ分かったですか。

#### 4番

スピードの速度を出す計算の方法は、私ら全然分かりませんでしたけども、ただ単にスピードが出ていたのは間違いないという感覚でやりました。正直申しまして、まるっきり計算の方法というか、あれは私らにはちんぷんかんぷんの計算の仕方ではありました。

#### 裁判官

今の点補足させていただくと、車の車体工学か何かの専門家の先生が証言に立つということで、事前に、多分これは分かりづらいんじゃないかと、何か物理とか数学の数式みたいなのがばあっと述べられて、ついていけなくなるんじゃないかという一応予想をして、皆さんに事前に、そうなるかもしれませんので、途中で止める



かもしれませんというのを評議の前の方に言っていて、実際法廷で証人尋問が始まったら、それを超えるぐらい分かりづらくて、もう数式がぼんぼん出てきたので、これは誰もついていけないなと思いましたので、途中で打ち切ってもらって、裁判員ついていけていませんか、私も分かりませんかというのを正直に法廷で話して、争いがない数式というのはいっぱい出てきても、それを理解しなきゃいけないものじゃないと思うので、その数式で当てはめて、証人としてはどういうことをきちんと考えたかというのを分かってもらわなきゃいけないので、その点に絞って説明してくださいと言って、多分10分か15分ぐらい休憩したんです。15分の中で、検察官ももう少し考えてくださいと、ついてきていませんかというのが分かりましたよねということをお伝えして、休憩している間に少し証言の仕方も変えて、やってもらいました。やった後でもちょっと分かりづらかったですかね、という感じです。

司会者

多分非常に立証の難しい内容、実際の裁判の内容もそうだし、証明する方でも多分大変苦勞するような内容の事件だったんだらうと思います。ここで検察官に振るのも気の毒ではあるんですけど、そういう難しい事件を立証するというところで何か考えていることってありますか。

検察官

どうしても立証上それを出さなきゃいけない場合も、ある程度複雑になることはあり得るような気はしますが、ただ、初めて聞く人でも分かりやすいようにということで、なるべく難しい言葉を使わないようにとか、特にここを理解しなくてもいいという数式は使わないようにという、そういう依頼を証人にするなどの工夫をする必要があったのかなと確かに思います。

司会者

法廷でやられていて、裁判員の人たちついてきていないなとかというふうに思うことってあるものですか。

検察官

一般論と経験的にと、一般論としては確かにすごく専門的な証人の場合はそういうこともあり得るかなとは思いますが。

司会者

弁護人の立場から何かコメントありますか。

弁護士

今のお話を聞いたら、スピードが立証できないんだから、無罪なんじゃないかと思うんですけど、そうはならなかったんですか。

4番

弁護人も最低で時速80キロ近くは出ていますよと言っていたんですから。

弁護士

分かりました。弁護人とする、立証するのは検察官なので、検察官が失敗すれば、検察官が責任を負って、無罪になればいいんだろと割り切っているところは正直あります。本音のところと言うと、やっぱり裁判って神様がやるわけじゃないので、判断する裁判員の皆様や裁判官が分からないものを検察官が提示したところで、それは有罪にできないわけですから、それも裁判だと思っんです。だから、そこはどうなのかなと思っ今聞いていたんですけど、弁護人、被告人自身がそこは自分でも時速80キロ以上は出しましたという話があるんであれば、それはそれでいいんでしょうし、確かに弁護人というのはあくまで被告人の言うことを代弁というか、うまく説明する立場なので、まず被告人がそこをそんなに争っていないんであれば、こちらからも助け船を出すとか、そういう何か本人がそんな争っていないことで、でも証明できないとかいうのもちょっと変な話になっちゃうような気もするので、そこは多少協力するということはあるかもしれないとは思っています。

司会者

お言葉ですが、弁護人もそんなことを言っているわけにいかなくて、例えば3番さんがやられた事件では、少年について刑事処分が相当か、保護処分にするかということ、弁護人が真剣に争っていた事件ですよね。ですから、裁判員の方々には、

そもそも保護処分って何だと，刑事処分って何だ，どういう基準で判断してもらうのかということをおもひも説得しなきゃいけないと，こういう事件だったと思うのですが，まず3番さんにお尋ねしたいんですけども，その点はどういうふう

3番

最初にもお話ししたとおり，弁護人の話が余りよく分からなかったもので，最初検察官と弁護人から話があった後，評議室に帰って，裁判長の方から保護処分と刑事処分の話をよく詳しく説明いただいたので，そのときで，ああ，なるほどなと思ったので，法廷では余り分からなかったです。ただ，検察官の最初の人に，検察はここを争いたいんだということを言っていたので，そこは理解できました。

司会者

最終的には評議をやって，判断できたわけですけど，それは結局は，どちらかという

3番

今振り返ってみると，検察官は最初に言っていました。検察官はこういうことを判断してほしいという。ただ，そこはあくまでも口頭で言っていたんで，中身が全然分かんなかったんです。その説明が評議の中であったので，ああ，そういうことなんだと理解はできていました。弁護人は，そこは余り言っていなくて，お兄さんがこうだから，弟もこうあるべきだというような感じでした。

司会者

もう一回茂手木弁護士に戻ります。そういういろいろ弁護人としても何か説明しなきゃいけないことがあると思うんですけど，そういうものについては，弁護士としてはどんな工夫なさっているものですか。

弁護士

保護処分かどうかについて言うと，これは裁判所に我々として申し上げたいことは，鑑別所の職員や家裁の調査官を証人として認めればいいだけの話だと思ってい

ます。それを裁判所が認めないから、そういうどうしても訳の分からない話になってしまうのだと弁護士会とすると理解しています。それはおいておいて、あと、本人のいろんな問題点がある場合というのは確かにございます。例えば、刑事責任能力とって自分がやっていることは一応分かっているけど、知的な能力に問題があるとか、そこにはっきり問題あれば、そもそも起訴されていないということになるでしょうけど、微妙に問題があるような人とか、あと生育歴の関係でなかなか、大人だけど、まともな価値観が全然身につけていないような人とかいうのもいます。大人だから、自分で責任とれという話にももちろんなるんでしょうけど、ただ余りにそれが劣悪な環境で育っているときにどうなんだという問題はあると思います。あと、同じく精神的な病気で、病気とっていろいろあって、本当の精神病の方とか、もしくはお酒飲んで、一時的に記憶がなくなっちゃった人とか、ケース・バイ・ケースで、それを全てが全て軽い方向に行くかということ、それは違うとは思いますが、そのときに、こちらとすると、専門的な人に鑑定していただくなり、証人として出すなりということ、こちらは考えざるを得ないところかなと思っています。もちろん証人として出すということも、証人というか、こちらでそれを依頼して、こちらの側の証人としてお医者さんとか、そういう方をお願いするというのが一つのやり方ですし、あと裁判所に鑑定をお願いして、裁判所が鑑定人としてそういう、情状鑑定と言われるところだと思うんですけど、犯罪の成立自体は争わないとして、この辺でやるということに裁判員裁判の場合はなるしかないのかなとは思っています。恐らくそういう専門書なんかを読み上げたところで分かるわけもないというのは先ほどのスピードの話と一緒に思っていますので、そこはもちろん裁判所のおっしゃるように、こちらもそういう大変なことを立証しなくちゃいけないときがあって、そういう苦勞をしています、その辺は裁判所にも御協力いただきたいと思っています。

司会者

ほかに、1番さん、2番さん、あるいは5番さんの方で、やっていて分からなか

った、内容として分からなかったということがありましたか。

裁判官

ちょっと今思い出したんですけど、1番さん、2番さんの事件で、事件の目撃者が本当はいて、その人は書面でしか登場してこなかったんです。供述調書という形で出てきて、その供述調書の話と被告人の話がちょっと微妙に違っていたので、どっちを信じていいのかというところがちょっと難しかったんじゃないかなというのはちょっと今思い出しました。ほかの事件だと、目撃者の方とか、被害者の方というのは実際法廷に来てもらって、話してもらって、疑問があればその人に尋ねることができるんです。でも、1番さん、2番さんの事件は、目撃者の方が証人でいらっしやらなかったんで、出てきているのは書面しかなかったんで、そこはちょっと情報が限られていたんじゃないかなと思いますけど、何かその辺で思い出されるとうございますか。

2番

目撃者だと、ぼっちゃりしたというのが被害者で、痩せっぽちが加害者だったんでしたっけ。被告人の話だと、向こうが痩せていてみたいな感じだったんでしたっけ。

裁判官

つかみ合いで体勢が変わったりもしているので、どっちの話をしているかが分かりづらかったですかね。

2番

そんな感じでしたよね。だと思っんですけど。

司会者

最終的には、そういう分かりにくさはあったけども、判断にはそんなに差し支えはなかったということですか。

2番

そういうことですかね。

司会者

ありがとうございました。ちょっと時間が大分過ぎちゃったので、次にいきますけど、法廷での審理の中で、例えば見たくないなと思ったような証拠というようなものはありましたか。なかったですか。ほかに、法廷での審理、法廷に座っていて、その間いろいろ感じたところがあると思いますけど、何か、こうした方がよかったとか、あるいは逆にこれはよかったとかいうのもいいんですけど、何か思い出すことはありますか。よろしいですか。さて、それでは次に今度は評議ですね。評議室に入って、そこで議論をするということになります。その中でのことについて伺います。まず、一つは時間配分や雰囲気、これはどうだったでしょうか。ではまた1番さんから。

1番

時間配分というのは別に問題なく、中で話し合っているときにも、やはり全体的に意見をみんな言うような形だったので、とてもそれはよかったと思います。

司会者

最初の方から遠慮なく意見を言う、そんな雰囲気だったですか。

1番

遠慮なくというような、やはりみんな最初は分からないので、発言する人というのは少なかったように思うんですけども、そういうふうに裁判官の皆様が振ってくれるので、やはり思ったことが言えたと思います。

司会者

最終的に時間切れというか、時間が足りなくて、もうちょっと議論したかったのにとかという、そういうこともなかったですか。

1番

それはなかったと思います。

司会者

2番さん、いかがでしょう。

2 番

雰囲気的にすごく話しやすい雰囲気だったので、言いたいこととか結構言えて、雰囲気に関しては全く問題ないと思います。ただ、話題事項 4 とかぶっちゃう内容なんですけど、時間配分が物すごくゆったりしていて、休憩時間などをとり過ぎている印象がなくもないという感じだったんで、そういうところがふだん忙しく生活している人とかがちょっと参加しづらい感じなのかなと思わなかったわけでもないです。自分はすごく暇な人間なんで、全然問題なかったんですけど。

司会者

むしろ時間的な余裕があり過ぎるというか、十分過ぎるんじゃないかという、こんな感じを受けられたということですか。

2 番

そうですね。

司会者

続いて、3 番さん、いかがだったでしょうか。

3 番

時間配分や雰囲気が一番感じたのが、裁判所の方々、裁判官を初め裁判所の方々って大分私たちに気遣っているんだなという印象は非常にありました。多分皆さんもそうだと思うんですが、最初、経験がないから、緊張感とかいろいろあって、最初は多分なかなか話しづらかったのですが、2 日目、3 日目ぐらいから、顔も分かってきたんで、結構みんな意見は言えていたんじゃないのかなという感じがします。

司会者

同じ質問なんですけど、時間が足りなかったということはなかったですか。

3 番

きつともっとみんなで議論すれば、時間は幾らあってもいいんだと思うんです。多分それではだめなんだと思うんで、決められた時間でどういう判決を出すのが一番重要なんではないのかなと思っているんで、多分もっと時間があれば、もっと

みんないろいろ議論はしたんだと思います。

司会者

ありがとうございました。4番さん、いかがでしょうか。

4番

評議の間は、私が主に盛り上げ役をやっておりました。ほかの皆さんも恐らく自分の意見を出していましたが、やはり誰かそういう人がいると、皆さんも話しやすいというか、意見しやすいというところも多々あると思いますので。ですから誰か率先して口出しする人がいれば、その後は割と皆さん長く意見が出て、よかったとは思いますが。

司会者

5番さんはいかがですか。

5番

時間配分は、普通の生活をしている一般の人からしたら、やっぱり何かちょっと休日が半分入っちゃっているような、例えば9時に入社して、定時6時だとしたら、その間、割と煮詰めているというか、何かスイッチが入っているのが普通だと思うんですけど、ちょっと何か気が抜け過ぎちゃうところはあるかなというのはちょっとありました。それはそれでいいとは思いますが、普通の人からしたら何か余裕があり過ぎるって思っちゃうのかなというのは感じました。雰囲気は、話しやすいというか、よかったと思うので、僕は別に何もありませんけど、やっぱり時間の配分は何かもうちょっと、工夫ではないですけど、何かあればなどはちょっと思いました。あと、やっぱり日ごろ普通の人ってディスカッションすることがないと思うので、そういうのを一番最初の顔合わせでどう崩すのかなというのはちょっと僕は気になっていたんで、そういう意味では雰囲気自体は全然よかったなと思っています。

司会者

ありがとうございました。雰囲気はよかったと。ただ、時間は少し余裕があり過



きたんじゃないかという御意見の方が多かったようですが、そういう計画を立てた者の身として、何か弁解することありますか。

裁判官

制度が始まったときから、間違った見方かもしれませんが、やっぱり法廷に1時間ずっと座っているのは、裁判官も疲れますし、一般の方はもっと疲れるんじゃないか、頻繁に休憩をとった方がいいだろうというのがあって、10分間の休憩にすると、法廷と評議室が離れているところだと、行って戻るだけでも5分ぐらいかかっているようなところもあるんです。そういうのもあったんで、休憩するなら15分という形でいつもやっていたんですけども、今日お伺いして、そんなに余裕があったんだなというのは改めて思いました。あとは、証拠調べ、法廷の中での休憩時間と評議している間の休憩時間、多分何となくイメージが違うと思うんですけども、どちらの方が間延びした感じですか。評議中に休憩が多いのか、証拠調べ、法廷の休憩が多いのかってどちらですか。こういう意見って余り聞く機会がなかったんで、すごく参考になっています。5番さんいかがですか。

5番

自分は、法廷の方が何かやっぱり間延びしているように感じました。事件の内容とか、今北村裁判長が言っていた立地というか、距離の問題はあると思うんですけど、ここはそんなに時間がかからないので。5分くらいかかる場所もあると初めて聞いたんですが、時間の配分は全国统一なんですか。何か立地とか、距離があるからなどで、変わるとかはないんですか。

裁判官

以前、東京地裁にもいたんですけど、東京地裁だと、法廷と評議室が離れていて同じ時間帯に別の裁判員裁判をやっていると、エレベーター待ちになったりすることもあったですね。本当に上に上るだけで5分ぐらいかかっているところもあるんです。そういうのがあって、どうも15分が基本みたいになっちゃっていて、若干それを引き継いでいる感じはありますね。そんなに15分も休憩しなくてもいいと

いうのはあると思います。

司会者

ほかの方にも伺いたいんですけど、私実はさっきのお話、皆さんの余裕があり過ぎるという話は、評議の時間が長過ぎるという意味だと思って聞いていたんですけど、法廷の方が時間余裕をとり過ぎているんじゃないかというのは5番さんの御意見ですけど、ほかの方は御意見いかがですか。例えば2番さんはやはり時間に余裕があり過ぎるとおっしゃったんだけど、評議ですか、それとも法廷ですか。

2番

どっちかというとは評議の方に感じたんですけど、でも、お陰でゆったりしているから、雰囲気はよくなっているところもなきにしもあらずだと思うんで、ちょっと何とも言えないですね、正直言うと。こう改めて考えてみると、どっちがいいとかじゃなくて、ただ、ゆったりしているなという印象があったというぐらいです。

司会者

ほかの方いかがでしょう。じゃ、こう伺いましょうか。法廷では少し休みをとり過ぎじゃないのという感じを受けられた方はいらっしゃいますか。5番さんは、そういうことになりますかね。5番さん以外の方はいかがでしょう。それはないですか。もう一つは、評議の方がちょっと時間をとり過ぎじゃないのという御感想を持たれた方は、2番の方はそうですね。ほかの方はいかがですか。

3番

私は、両方、今のままでいいんじゃないのかなと思います。多分一般の方の体調とか、そういうのを考えているんじゃないのかなという先入観が私にはあったので、先ほどの法廷と評議の休憩時間は、多分そこを考えているんじゃないのかなと理解はしていました。

司会者

そういうことなんですか。

裁判官

ええ。気を遣っているという話がありましたけど、時間配分については本当に余裕を持ってやらないと、次から次に情報が入ってきて、消化できないままに次の証人に聞かなきゃいけなかったというふうなアンケートも時々あるので、ある程度一区切りしたら頭冷やして、気持ちを切りかえて、次に行きましょうという形でやっています。それと、昼休みはちょっと長過ぎますか。1時間以上とっていますけど、長いですか。初日のときは、昼食会を皆さん方とやって、1時間ぐらいとかやっていたんですけど、ほかのときは、確かに昼休みが1時間を超えると、ずっと行く場所がなくて、評議室で皆さんいなきゃいけなかったりとか、雨だと、もう外にも行けないし、評議室しか行けないから、時間を潰すの大変だなと思いつつ、やっぱりもう少しゆっくり休んでいただきたいので、1時間以上とっていたのが実情なんですけど、やっぱりちょっと昼休みはとり過ぎですかね。

#### 4番

お昼の時間を削ることによって最終の評議が終わる時間が早くなれば、お昼の時間を削ってもいいですけども、結局終わる時間が一緒であれば、お昼休み1時間半でも私は。来ている人によって、帰りが2時間もかかるとか、そういう人の時間を考えれば、お昼休みを30分短くして1時間にして、評議が終わる時間を30分繰り上げてやれば、帰る人も少しその分早く帰れるんじゃないかなというふうには思いますけども、終わる時間が一緒であれば、それはどちらでもいいかなとは思いますが。

#### 司会者

この辺り、最初に試行錯誤といいますか、まだ完成形じゃないと申し上げたのは、まさしくそうで、例えば一つ弁解させていただくと、3番さんもおっしゃっているように、かなり余裕を持っているんですけど、それは裁判員の方6人、さらに補充裁判員の方を加えると8人とか9人とか、普通なりますので、ゆっくりしてほしいという方から、もっと短くていいという方まで、実際はかなりの幅が一つの裁判体の中でもあり得るわけです。そうすると、できるだけ時間をとって、時間が足りな

いということだけはないようにしたいという思いが運営する側にはあるので、逆に一部の方にはちょっと余裕があり過ぎるというふうな印象を持たれてしまうのかもしれない。そういう意味で、今日の御意見も大変参考になるので、今後の参考にさせていただきたいと思います。さて、ちょっと話を進めさせていただきます。先ほど法廷の部分でもちょっと議論しましたが、評議をされていて、やっぱり判断が難しいなど、この点は非常に難しいなと思ったというところはなかったでしょうか。このあたりは、ちょっと時間をかけて伺いたいと思うところなんですけども、もう一度、1番さんから、評議の中で議論されていて、ここのところは自分は一番難しいなと思ったというのはどこだったでしょうか。

1番

私は、実刑にするか、それとも執行猶予をつけるかという、そのどちらがいいのかって、被告人に罪を償わせるにはどちらがいいのかとか、ちょっと悩んじゃいました。

司会者

それは、悩まれて当然というか、一番難しい問題なんですけど、裁判官の方から、その刑を決めるに当たってはこういうことを基準にというか、こういうことを考えて刑を決めてくださいねと、あるいは議論しましょうねという、こういう話があったと思います。その辺は、大体自分で納得して議論ができましたか。

1番

それはできたとは思いますが、この事件が、ただ胸ぐらを押して、もみ合って、たまたま落ちて、頭がぶつかって、高齢者だったから、そういうふうな病気で亡くなるみたいな形になっていたのも、わざとやったわけじゃなかったというのもあるし、軽い精神的な病気もあるということで、もし刑務所に入らなったら、恐らく精神的な病気はだんだんひどくなるでしょうみたいな感じの話は聞いたので、決めるのにちょっと私は悩みました。

司会者

ありがとうございました。2番さんも同じ事件を担当されたわけですが、難しいと思った点って何でしょう。

2番

事故性が完全に高い、運が悪いとしか言いようがない事件だったんで、難しいとは思いませんでした。

司会者

評議の詳しい内容は守秘義務の関係がありますから尋ねませんが、被害者の御遺族の感情というのは法廷に証拠として出てきたわけですよね。それをどんな意味で量刑に、刑を決めるに当たって考慮するのかといったあたりについては、自分なりに納得し、あるいはみんなとよく議論して判断できたというふうに思われますか。

2番

どっちかという、自分の場合、そういう感情は余り入れない方がいいとは思っているんですけど、でもままならないというか。

司会者

やっぱり難しかったんですね、その辺りが。

2番

そうですね。

司会者

ありがとうございました。3番さんはいかがでしょう。

3番

一番難しかったというのは、未成年の裁判だったので、下限と上限をつける、何年から何年というのがなかなか、説明を受けて分かったつもりではいるんですけど、何でだろうという疑問はずっと残っていました。あと、先ほど弁護士の方が言ったように、制度上なんでしょうけれども、家庭裁判所の調査官の参考人があると、もっといいのかなと思ったのも事実です。

司会者

その前提として、そういう証拠、どういう証拠を調べるかの前に、今言われた保護処分と刑事処分というのはそもそもどういうもので、どっちにするかはこういう基準で決めるんですという内容が分からなきゃいけないし、あるいは不定期刑の場合には上限はこういう基準で決めて、下限、下の方はこういうふうを決めるんですというのが、これは法律の解釈の問題なんで、説明があったと思うんですけども、その辺は理解は十分できましたでしょうか。

3番

法律上の制度なので、理解はしたんですけど、自分の本心、心の中では、悪いことやったんならいいんじゃないという気はあったんです。だから、大人、成人者と同じように、何年でいいんじゃないのかなというのは考えはあったというだけで、その制度が理解できないというわけではなくて、刑事責任を負わせるのであれば、何年でいいんじゃないのかなというふうに思ったのは事実です。

司会者

4番さんは、先ほど言いましたように、かなり事件としては難しい判断も求められたんじゃないかなという気がしましたが、いかがですか。

4番

やっぱり懲役の何年が妥当かというところが、やっぱり皆さん、私も含めて、難しいところでした。あとのことは別に何とも思いませんけど、やっぱりその何年という、それを実刑何年というその年数はやっぱり頭から離れないところはあります。

司会者

今回危険運転致死ということで、恐らくほとんどの人が危険運転致死って大体懲役何年ぐらいだというのがプロでないと御存じないような事件だと思うんです。そういう事件について、最終的に結論を示されたわけだけでも、じゃ自分は何年ぐらいというのは、人の意見を聞かないでも、大体自分の意見としてはこのぐらいじゃないかというのは決められるものですか。

4 番

いや、決められませんです。もう上と下でかなりの開きがありますからね。

司会者

ありがとうございました。5 番さんはいかがですか。

5 番

個人としては、そんなに判断が難しいということはありません。別に僕個人で全てを決めなきゃいけないというわけじゃなかったんで、みんなで決めるというのが前提なんで、別にそんなに何か難しいということはありません。自分が思ったことを言って、それが周りの人がどう思って、その人たちが思っていた量刑をみんなですり合わせるというのが最初に説明していただいたんで、別に難しいと思ったことは余りありません。自分が担当した事件は執行猶予までがありますよみたいな説明だったんですけど、一応過去の判例を見せていただいて、それと今回の自分が担当した事件を照らし合わせて、こんな感じかなという判断だったんで、個人としては別に判断が難しいというのは余りありません。

司会者

刑を決めるに当たっては、刑罰はこんなふうに決めていくんだということも多分裁判官から説明があったと思うんですけど、その辺はすっと頭の中に入っていましたか。

5 番

そうですね。自分は、すっと入ってきたというか、そんなに疑問はなく頭の中に入ってきました。多数決をとって、その中に裁判官の人が入っていきやいけないとか、そんなに僕個人としては難しくないというか、普通の道理というか、基本的に考えたらそうなので、幾ら一般の人を入れたからって一般の人のみの意見で判断するというのは危険なことだと思うんで、僕個人としてはそんなに何か難しいということはありません。

司会者

今皆さん主に刑罰をどうやって決めるか、刑をどのぐらいに決めるかということについてどう判断されたかということのお話だと思うんです。ちょっと前からお尋ねしたいと思ってはいたんですけど、法廷で検察官や弁護人が、刑を決めるに当たってこういうことは考慮してくれということ強く主張されることがありますけど、聞いていて、これは何で刑を決めるのに関係あるんだろうとかというふうに疑問に思うことってありましたか。例えば裁判官をやっていると、よく質問されるんですけど、被害弁償したら刑が軽くなるというのは変ではないですかとか、悪いことをやって反省するのは当たり前なんで、反省したら刑が軽くなるのは変じゃないですかとか、あるいは今の2番さんがおっしゃったように、逆に被害者や被害者御遺族の感情というものをどこまで考慮したらいいのか分からないとかという、こういう声はしばしば聞くんですけども、そういう違和感を感じたことというのはありませんか。どなたでも。どうぞ、5番さん。

5番

自分が担当した事件だと、事件にはなっていないけど、以前同じことを同じ店で同じ人にやったというのを被告人本人が証言ではないですけど述べていて、一応証拠にはなると思うんですけど、前科にはつかないので、それはどうしたものかなというのはいりました。自分の時は、そういうのを説明していただいたんですが、人によっては疑問に思ったことを聞くのが多分難しいと思うんで、そこはフォローというか、そういう何かいいのがあればなというのはいりました。

司会者

その5番さんの意見は、これは強盗致傷ですけど、同じ店に前に被告人が同じところに強盗に入ったという事件があったんですね。

5番

確か事件にはなっていないんですよね。確か被害届も出してないみたいだったので、確か事件にはなっていないけど、被告人が同じことをしたというのがどういう基準で判断材料になるかというのはちょっと難しかったです。それが事件になっ



ているか、なっていないかというのが大事か大事じゃないかというのもあるんですけど、被告人自体がやったというなら、それをどう捉えるかというのはちょっと難しかったです。それを2回目と捉えるのか、一応法律上初犯だと捉えるのかというのは難しい材料でした。

裁判官

判決中の表現としては、特殊事情ということで表現していました。特殊事情として、被告人が本件の9か月前に同じ店舗で強盗しようとした経緯があると、そのときに、同じ被害者なんですけど、店長さんなんですけど、すごく許してくれたんです。離島の出身で、働きに来て、苦勞しているんだというところを非常に被害者が聞いてくれて、頑張れよみたいな感じで、被害に遭っているにもかかわらず、温情をかけてくれたんです。そういう事情があったにもかかわらず、また同じ店に入ったということなので、全くの初めて強盗やる人と同じ量刑にしているのかというのはすごく議論しました。でも、やっぱり前科にもなっていませんし、2回強盗やった事件として処罰するわけにはいかないのです、判決書きも大分苦勞はしたんですけども、被害感情のところ、再び襲われて、怒りを覚えているのも当然であるというぐらいの表現にとどめて、議論もそこまででしたですね。

司会者

ありがとうございました。ほかには、違和感を感じられた方はいらっしゃいますか。よろしいですか。じゃ、このあたりでちょっと専門家の御意見伺いましょう。今までの議論をずっとお聞きになって、まず菅野検察官、いかがでしょうか。

検察官

こちらとしては、できる限り分かりやすく伝わるようにと思っていつもやっているんですけども、なかなかこちらの意図どおり全て伝わり切れていないこともあるんだなと思って、今日は非常に勉強になりました。

司会者

茂手木弁護士、いかがですか。

## 弁護士

完全に個人的な感想になりますが、2番さんの遺族感情をどのぐらい考慮するかという点については、私も全く同じことを考えていたので、ああ、そういうふうによっぱり考える方もいらっしゃるんだなと、もちろんその考えが全てではないかもしれないかもしれませんが。というのは、遺族がいない人はどうするんだろうとか、被害者遺族が悲しむことは当然だと思う、遺族ないし本人が言うのは当然だと思うんですけど、言えないような、意識を失っちゃった人とか、もしくは天涯孤独の人なんかはどうするんだろうというのは常に思っていたので、だから被害者や遺族が法廷に出てきた被告人だけを重くするというのはちょっとどうかなという、あと本当に被害を受けた人は出てこられないんじゃないとか、弁護人側ですけど、いろいろと悩んでいるところでもあったので、冷静によっぱり判断されているんだなというところがありました。

あとは、感想といいますか、具体的な御意見はなかったんですけども、所長がおっしゃっていた被害弁償とか反省について、弁護人側がよく言うパターンの一つとか、二つか、なんですけど、そこをいかに分かりやすく説明するかというのは我々に課されている、常日ごろ課されている課題だろうとは思って、一口で言うと、多分できない事件がほとんどだということに尽きているのかなと思ってはいるんです。あと、こちら側からする、あくまで弁護人側からするということですけど、そういうことをやる人たちで被害弁償するチャンス、多分この瞬間しかないんだというふうにこちらは考えているんです。刑が軽くなるかもしれないよと言うと、お金も出すつもりにもなるしというのが残念ながら現実なんですよね。もともとそういうことをやっちゃいけないと思っていたら、そもそもこういう事件はやらないので、そういう人たちに、真の反省というよりも、少なくとも被害者は現実に被害を受けているので、被害を回復しなくちゃいけないというのはこちらも考えていて、お金がなきゃどうしようもないですけど、ある人について、自分の刑が軽くなるかもしれないし、裁判所にも少し褒められるかもしれないから、やったらいいんじゃない

ないということは、ここまであけすけに言うかどうかはともかく、みんなそういうふうにしてやっているところがあるので、だからそこはやったら見ていただきたいというか、多分それをもし見ずに、やった人もやらない人も刑一緒ですよというふうになっちゃうと、実際やった行為は実際同じだとは思いますが、そこは考慮していただかないと、なかなか被害弁償のエンジンというんですか、そこがぶら下がらないよというところが我々の本音で、それを裁判員で皆さんにどこまでお伝えするかは、弁護人によっていろいろあるだろうなとは思っているんですけど、その辺の、余りにあけすけ過ぎて、ふざけるなって、かえって反感を買うんじゃないかというような気持ちも正直あり、今ここでしゃべっていても思いますが、そういう被害弁償と反省についてはその辺をいつも考えています。

司会者

次に、話題事項4、裁判員裁判の負担について。裁判に参加されること自体が負担なのは重々承知しているんですけども、そうはいつでもぜひお願いをして、おいでいただいているわけでありまして。まとめてお尋ねしますが、日程調整で御苦労なされたことはなかったでしょうか。あったとしたら、どんなふうにそれを解決されていったでしょうか。それから、今後参加してもらうために我々の方で改善できること、改善したらいいと思うことって何かないでしょうか。アイデアをお出しいただければすごくありがたいと思います。今度は5番さんからお願いします。

5番

職場というなら、裁判所だけじゃなく、普通に働いている企業、一般企業とかに協力していただくのも必要なことなんで、僕の場合は普通にシフト制の仕事なので、全然、どうぞ行ってきてくださいという感じだったんで、いいんですけど、幾ら裁判員裁判に選ばれたからって、仕事を休むという概念から多分離れられないと思うんで、選ばれたらやるというのが一応日本での今の決まりなので、もうちょっと裁判所とその人が働いている企業の何か連携というか、裁判員になったら大変だと思うんですけど、休みを融通してくださいみたいな、もうちょっと何か働きかけとい

うか、何かそういうのがあった方がいいかなと思います。余り何かそういうのを聞かないので。裁判所だけの問題ではないと思うんで、ここは。もうちょっと何か、結構多分日本は本当に働くというのが普通というか、別に、バカンスに行くとか、極端な話ですけど、そういう長期の休みも普通はそんなにとらないじゃないですか。取れないというのが、そんな気がするんですけど、僕は。そういうところは何か、アメリカでもやっていると思うんですけど、裁判員裁判みたいなのを。もうちょっと何か、見習うというわけじゃないですけど、向こうは、なるほどこうしているんだなというのをちょっと見ていただくと、いいのかなと思います。僕も裁判員やった後、そのとき仕事はどうしたのって必ず聞かれるんです。やっぱり何かみんな仕事を休むことに抵抗があるのかなというのは、自分はそこで感じました。司法は何かすごい、憲法でいったら司法の独立なんですけど、それが何かかた過ぎる印象を受けてしまうのかなというのを自分は感じているんで、もうちょっと何かオープンというか、身近に感じれるような何かをやればいいかなと思うんです。その何かがちよっと分からないんですけど、もうちょっとかたさというか、そんなのをもうちよっととっていただける何かあればいいかなとは自分は思います。

司会者

4番さん、いかがでしょうか。

4番

私の場合は、1番目については、まるっきし苦勞したことはないですし、2番目の参加しやすくするための改善というのは思いつきませんが、一般的には出たくないという人がほとんどでしょうから、どういう改善をしても、道はないというか、どんなふうにしても出たくないというのが本心だと思うんです。ですから、これはもういや応なしに国家の力で強制的ですね、もうこれしかないんじゃないかなと思います。あとは出たい人に出してもらおう、これが一番無難でしょうけども、これだどやっぱり同じ人になっちゃうでしょうから、やっぱりあとは最終的にはもう強制的に出てもらおうの方がいいんじゃないかなと思います。

司会者

続いて、3番さん、お願いします。

3番

私は、職場でこの制度については、もうきれいに確立されていまして、皆さんどういう形で出てきたかわかりませんが、私は特別休暇というのをいただきまして、それで出てきました。ただ、休暇はもらえますが、仕事は誰もやってくれないので、たまたまここから職場はそんなに遠くないので、終わってから戻って、その日の仕事をしていました。ですから、表面上休暇はとりやすいですが、仕事上はつらいです。あと、家族は特に何も無いと思います。2番目の改善ですけど、自分に実感が無いので、どうしたらみんなが参加しやすくなるのかは、多分、5番の方がおっしゃったように、いろんな会社に協力を求めるのを常にやるとか、PRを常にやっているとか、そういうことしかないのかなと思うんです。法律上義務を課すのはどうなのかなとは思っていますので、そこはお願いなのかなというふうには思っています。

司会者

それでは、2番さん、お願いします。

2番

自分の場合、全然日程とかに苦労したとかはないんで、本当に自由に生きている人間なんで、これに関してはちょっとコメントを控えた方がいいかもしれないですけど、あと参加しやすくするために改善することも、これも言える立場ではないので、特には言わないですけど、ただ自分みたいに暇な人間というか、話題事項5とかぶるんですけど、割と融通がきく人間は、適当な理由で休んだりしないで、選ばれたら出ようねとは思っています。

司会者

1番さん、お願いします。

1番

私も職場の人数は少なかったんですけども、うまく周りの人が融通きかせてくれて、ちょうど休みがとれたので、よかったと思います。あと、家族の方も、やはりみんな働いているので、私が出ても、別に支障があるというわけではなかったもので、そういうのは大丈夫でした。あと、裁判員イコールそういう現場、血のついた写真とか、そういうのがイコールとしてみんな頭にあるみたいで、裁判員として出たんだよと言ったら、じゃそういう写真を見たのって必ず聞かれるんです。だから、そのイメージが何かつിച്ചったので、とにかく今はそんなことないから、当たったんならやってみた方がいいよとは、私はそういうふうには言っているんですけども、やはり何かそういう大変というイメージがあるみたいだから、ちょっとみんな遠慮しちゃう人が多いんじゃないのかなって思いました。

司会者

時間も迫ってまいりましたので、最後にこれから裁判員になられる方へのメッセージ、話題事項5です。最初に申しましたけど、まだやったことがない人が大部分なので、そういう人たちにあなただったらどういう声をかけますかということをお願いしてお尋ねして、会を終わりたいと思うのです。お話ししていただいたすぐ後で恐縮ですが、1番さんから順番にお願いいたします。

1番

確かに法律とか分からないですけども、でもこういう機会なので、いろんなこと勉強にもなるし、やはり世の中の新聞とか見ても、見方が自分でも変わったと思うんです。だから、一度、不安がらずに、やってみた方がいいんじゃないかと言いたいと思います。

司会者

ありがとうございました。では、2番さん、お願いします。

2番

本当にいい勉強になると思うので、そもそも選ばれること自体がまれなことなんですから、選ばれたら勉強というか、いい機会だと思って、気軽に参加してみるべ

きだと思えます。弁護士とか検察官とか、あと裁判官もしっかりフォローしてくれるんで、難しいことはないと思うんで、選ばれたらやってみるといいと思えます。

司会者

3番さん、お願いします。

3番

皆さんと同じように、いい経験にはなると思うので、ぜひと思うんですが、いろんな裁判所から送られてきた書類で、辞退できる方はこういう方ですよというときに、何かもう一つ工夫があってもいいのかなという気はします。

司会者

具体的に何か。

3番

具体的に、いろいろな心のケアが最後に説明されていましたが、そういう人を別に選ばなくても、ほかにいっぱいいるんじゃないのかなと個人的に思っています。ですが、いい経験にはなるといえると思います。ですから、同じように、選ばれたらぜひやってみてはということです。

司会者

それでは、4番さん、お願いします。

4番

最初に選ばれると、まず最初に不安がよぎりますけども、やってみると、それなりに、またやってみたいというか、明日も来たいという、1日来ると、また次の日も、次の日もというふうになると思います。ですから、とりあえずは、心配な点はありませんけど、心配を払拭して出ると、まず心配なく続くと思います。ですから、まず勉強のため、私もそうでしたけど、勉強のために出てみるのもいいかなとは思っています。

司会者

5番さん、お願いします。

## 5 番

いい勉強にはなるのは皆さんおっしゃっているとおりなんですけど、極端に言えば、いつ何どき、もしかしたら自分が裁かれる立場にあるかもしれない。それが冤罪だったとしても、そこに立つ可能性はゼロではないんで、流れを知っているというだけでも違うと思うんで、そういった意味でも、自分が全く無関係の世界じゃないんだよという、本当に何があるか分からないんで、そういった意味でも知っておいた方がいいんじゃないというのは、勉強というよりは、本来知っておかなきゃいけないことなので、関係ないということではないんだという、別に自分が裁判員になる、ならないという話じゃなくて、ほぼ世界を回ればどこの国も裁判所はあるんで、一人の人間として必ずそこは必要なんだよって、別に裁判所に行かなくても司法に触れる機会はあるんで、普通にスピード違反したとか、ちょっとしたことをやっても別に、その時点で司法には触れるんで、触れる機会は結構あるんで、それならもうちょっと身近に感じてもいいんじゃないというのはちょっと言いたいです。関係ないことではないんだという、いつ自分がそうなるかは分からないんだから、せっかくならやっておいた方がいいよとは自分はちょっと言いたいです。

## 司会者

ありがとうございました。それでは、最後に検察官、弁護人のお立場から、それから裁判官の立場から、一言ずつ、今日の感想を聞いて、この会を終わりたいと思います。ではまず、菅野検察官、いかがでしょうか。

## 検察官

今日は貴重な機会をありがとうございました。先ほど言ったことともかぶりますけども、皆さんの忌憚ない、特に法廷での審理について忌憚ない意見が聞けて、非常に参考になりました。今日伺ったことは検察庁に持ち帰って、今後の裁判に生かしたいと思います。

## 司会者

茂手木弁護士、どうぞ。



## 弁護士

いろいろしゃべり過ぎたところもあったかもしれませんが、私も弁護士会に持ち帰って、大分いろいろ率直に教えていただいたと思いますので、それを反省したいと同時に、私も今2件、現に進行中の事件がありますので、それに活かしていきたいと個人的には思っています。ありがとうございました。

## 裁判官

本日は貴重なお話ありがとうございました。2点今回出てきて、すごく新鮮だったのは、一つはやっぱり時間配分の点です。今まで突っ込んで聞いたことがなかったので、裁判所ってやっぱりお役所仕事で、一回こういう15分休憩で、60分審理でという仕組みを作ってしまうと、毎回それでやっていたというところが正直なところあって、そういう時間配分についてもやっぱり常に見直さなきゃいけないんじゃないかと感じました。もう一点目がPR不足というお話をされました。正直なところを言うと、努力はしています。しているんですけども、確かに6年前、裁判員制度が始まったころは、もっとエネルギーを込めて、裁判所も検察庁も弁護士会もPRしていたんですけども、制度がある程度動き出したので、ちょっと気が緩んでいるところは正直なところあります。PRしているということすらPRできていないので、いろんな企業を、実際今も回ってはいるんですけども、これからも企業に回って、裁判員制度に参加しやすい雰囲気をきちんとつくっていくPR活動をやりたいと思いました。本日はありがとうございました。

## 司会者

ということで、本日の意見交換会を終わりたいと思います。それでは、本日は本当にお忙しい中御足労いただき、また貴重な御意見をいただきまして、本当にありがとうございました。皆様それぞれの場にお帰りになると思いますけども、御健勝、御活躍を祈念しております。どうもありがとうございました。